

新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット保証 4号認定のご案内

[2020年3月3日]

[白川村]

セーフティネット保証 4号（突発的災害（自然災害等））

セーフティネット保証制度とは中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づくもので、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための制度です。白川村では、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号の認定業務を開始しました。

指定期間：令和2年2月18日から令和2年6月1日まで

1 認定対象となる中小企業者

次のいずれにも該当すること

- (1) 申請者が、白川村において1年間以上継続して事業を行っていること
- (2) 経済産業大臣が指定した災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあたっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2 認定の手続き

- (1) 認定を希望される中小規模事業者は、村窓口（観光振興課）に認定申請書及び必要書類を提出してください。
- (2) 村で、申請書及びその事実を証明する書類等を審査の後、要件に該当していれば認定書を発行いたします。
- (3) 認定書を、希望の金融機関または所在地の保証協会に提出し、経営安定関連保証を申し込みください。

3 提出書類

- (1) 4号認定申請書 2通
- (2) 売上高比較表 1通
- (3) 法人の場合⇒商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本 1通
個人の場合⇒住民票 1通
- (4) 法人の場合⇒法人税確定申告書と別表、勘定科目内訳明細書の最新のもの写し 1通
個人の場合⇒所得税確定申告書と青色決算書または収支内訳書の最新のもの写し 1通
- (5) 最近1か月の売上高と、その後2か月間の売上高の見込みが確認できる資料（試算表等の写し）

申請書類様式

-  [セーフティネット4号認定申請書](#)
 -  [別紙 売上高比較表](#)
-